

## 田辺市結婚新生活支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活に係る経費を支援し、経済的不安の軽減を図り、少子化対策の強化に資することを目的に、新婚世帯の住宅の取得又は賃借に係る費用に対し、予算の範囲内で田辺市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに市内に住宅を取得する費用又は市内の住宅物件の賃借に係る月額賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該月額手当額を除いた額とする。
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時において、夫婦ともに市内に居住し、入居対象となる住宅に住居基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (2) 婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。以下同じ）における年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- (3) 申請時における最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合計した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、当該所得に係る年に返済した当該貸与型奨学金の額を夫婦の合計所得金額から控除する。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、過去に内閣総理大臣通知による結婚新生活支援事業費補助金交付要綱、本要綱を含む地域少子化対策重点推進交付金交付要綱等による金銭の給付を受けて実施する地方公共団体の事業に基づく補助を受けていないこと。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、田辺市暴力団排除条例（平成23年田辺市条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 夫婦ともに申請日において田辺市税を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付申請年度の令和7年4月1日から翌年3月31日までの間で、婚姻後に夫婦のいずれかが支払った住居費及び引越費用とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、住居費のうち婚姻前に住宅を取得したものの取扱いについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得したものについて補助対象経費とすることがで

きる。

3 第1項の規定にかかわらず、住居費のうち住宅を賃借した際に要した費用の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賃料及び共益費が月払の場合にあつては、1か月分を補助対象経費とする。ただし、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割りの日数にかかわらず、1か月分とみなす。
- (2) 住居の賃貸借契約書等で婚姻を前提に賃借したことが分かる場合にあつては、婚姻前に支払った費用を補助対象経費とすることができる。
- (3) 夫婦の一方が婚姻前に契約し、居住していた住宅について、他方が後に当該住宅に居住した場合は、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以降）に支払った費用のみを対象とする。
- (4) 勤務先から住宅に係る手当等が支給されている場合は、当該手当等の額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、当該支援額に相当する額を、賃料から控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯については、1世帯当たり60万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田辺市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。この場合において、市の公簿等において確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（写し可）
- (2) 夫婦の所得証明書（市区町村が発行する直近分の所得を証明するもの）（写し可）
- (3) 夫婦の市税完納証明書等の市税の滞納がないことが確認できる書類（写し可）
- (4) 夫婦の住民票の写し（写し可）
- (5) 住宅の売買契約書又は請負契約書及び領収書の写し（住宅を購入又は新築した場合）
- (6) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書の写し（住居費における賃借の場合）
- (7) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用がある場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃借の場合）
- (9) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（当該奨学金を返済している場合）
- (10) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、田辺市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに田辺市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

(3) その他市長が特に必要と認める場合

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて支払った補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告等)

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。